

別添

平成 25 年 12 月 18 日

日本パーマネントウェーブ液工業組合

洗い流すヘアセット料に関する自主基準

1. 目的

日本パーマネントウェーブ液工業組合では消費者の安全確保を目的として、化粧品の洗い流す用法のヘアセット料（以下、洗い流すヘアセット料）はパーマネント・ウェーブ用剤製造（輸入）承認基準の効能・効果の範囲に抵触しないものとし、本自主基準を制定する。なお、洗い流すヘアセット料の製造販売に当たっては、必ず当該企業で製品の安全性を確認する義務のあることを申し添える。

2. 適用範囲

本自主基準は、チオール基（SH 基）を有する成分を配合したセット、カール及びストレート（及びこれに準ずる）を得ることを目的として製造され、頭髮に塗布し、その後洗い流す用法の頭髮用のヘアセット料について適用する。ただし、これらの効能を目的としない化粧品に関しては、この限りではない。

3. 基準

（1）チオール基を有する成分の配合割合

チオール基（SH 基）を有する成分の総量（チオグリコール酸として）は 7.0%以下であること。

ただし、チオグリコール酸及びその塩類、システイン及びその塩類、並びにアセチルシステインの配合割合は、チオグリコール酸換算の総量として、2.0%未満であること。

（2）用法

「頭髮に塗布し、髪型を整える操作を行い、その後洗浄する。」等、具体的で誤認を与えない表現とすること。

（3）効能の範囲

効能の範囲は、「髪型を整え、保持する」等、化粧品の効能の範囲とすること。

(4) 表示事項

洗い流すヘアセット料には、製品の容器若しくは被包又はこれに添付する文書に「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準」（日本化粧品工業連合会申し合わせ 昭和 50 年 10 月 1 日及び昭和 52 年 12 月 22 日改正）による他、次の事項を表示しなければならない。

ア 『必ず「使用上の注意事項」、「使用方法」をよく読んで正しくお使いください。』

イ 「目に入ったときは、直ちに洗い流してください。」

ウ 「頭髮以外には使用しないでください。」

エ 「本品とパーマ剤を組み合わせる又は混合して使用しないでください。」

オ 「加温して使用しないでください。」（室温で用いる製品の場合）

カ 「使用後は、必ず洗い流してください。」

キ 「幼小児の手の届かないところに保管してください。」

ク 「業務用」（業務用の製品の場合）

ただし、システアミン又はその塩類を配合の場合は、以下の事項を追加して表示しなければならない。

ケ 「顔面、首筋等に本品がつかないように注意し、タオル、保護クリーム等で保護してください。なお、本品が皮膚についた場合は、直ちに水又はぬるま湯で洗い落とし、ぬれたタオル等でこすらずに軽くたたくようにふき取ってください。」

コ 「操作中や操作後には手指の保護のために、本品が手についた場合はよく洗い落としてください。また、かぶれ、手荒れのある場合は手袋をするなど、本品が直接接触しないようにしてください。」

本自主基準は、平成 25 年 12 月 18 日より実施する。